

**義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用について（新規）**

令和5年12月の中央教育審議会「義務教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ」の内容等を踏まえ、学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件の一部を改正する告示の公示をお知らせするとともに、義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用についての考え方や留意事項等をお知らせいたします。

5 文科初第2543号

令和6年3月29日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定  
を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長

矢野和彦

(公印省略)

**義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用について（通知）**

義務教育段階における遠隔教育の活用に関しては、「遠隔教育の推進に向けた施策方針」（平成30年9月14日遠隔教育の推進に向けたタスクフォース）を踏まえ、遠隔教育が効果を発揮しやすい場面や目的・活動例等の類型化、普及・啓発の実施や、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末及びネットワーク環境の整備等を通じ、これまでもその推進を図ってきたところです。また、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）に「教科・科目充実型」の遠隔授業を位置付け、中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）において、地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために必要がある場合であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認められる場合に、文部科学大臣が当該中学校等を指定することにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができることとしてきたところです（いわゆる遠隔教育特例校制度）。

こうした中、中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会義務教育の在り方ワーキンググループにおいて、義務教育における今後の学校の在り方についての基本的な考え方や、その実現に向けた取組の方向性について検討が行われ、令和5年12月28日付けで「義務教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ」（以下「中間まとめ」という。）が取りまとめられました。中間まとめにおいては、学びにおけるオンラインの活用に関する基本的な考え方を示すとともに、義務教育におけるオンラインを活用した学びの充実のための取組として、遠隔教育特例校制度の見直し等が提言されています。このほか、「規制改革推進に関する中間答申」（令和5年12月26日規制改革推進会議。以下「規制改革中間答申」という。）においても、遠隔教育の活用促進のために講ずべき措置がまとめられました。

これらを踏まえ、この度、所要の規定の整備を行い、別添1のとおり、令和6年3月29日に、「学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件の一部を改正する告示」（令和6年文部科学省告示第47号。以下「改正告示」という。）が公示されました。本改正の趣旨、概要及び留意すべき事項は下記1から3までのとおりです。

また、別添2のとおり、義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用につ

いての留意事項を、別添3のとおり、Q&Aを、それぞれ作成しております。

これらの内容について御了知の上、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（令和元年8月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知）については本通知をもって廃止します。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村等教育委員会等に対し、都道府県にあっては所轄の学校法人及び域内の私立学校に対し、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあつては認可した学校に対し周知するようお願いいたします。

## 記

1. 「学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件」（令和元年文部科学省告示第56号。以下「告示」という。）の一部改正及び「義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用に係る留意事項」の趣旨について

義務教育段階においては、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、県費負担教職員制度及び義務教育費国庫負担制度の下、公立小中学校等の教員の任命権者である都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会により、中山間地域や離島等に立地する小規模校も含め、原則として、必要な専門性を有する教員免許を持った教師が各学校に配置されている。遠隔教育特例校制度は、このことを踏まえつつ、一部の小規模校において当該教科の免許状を有する教師を確保できない場合等に、遠隔にて専門性の高い教師による指導を可能とするため、中学校等を対象とした「教科・科目充実型」の遠隔授業に係る特例制度として令和元年に創設されたものである。本制度により、生徒がより専門性の高い授業を受けることが可能となり、生徒の学びの機会の充実のほか、免許外教科担任の解消や負担軽減につながること等が期待されている。

こうした中、中間まとめにおいては、以下のとおり、学びにおけるオンラインの活用に関する基本的な考え方を示すとともに、義務教育におけるオンラインを活用した学びの充実のための取組として、遠隔教育特例校制度について、学校現場の創意工夫が発揮され、地域の実情に応じたより効果的かつ柔軟な実施が可能となるよう、高等学校と義務教育段階の違いを十分に踏まえながら、必要な要件や留意点について整理しつつ、制度の見直しを行うことについて提言されている。

- ・オンラインの活用は、多様な人々とのつながりを実現するほか、教科等の学びを深めたり、個々の児童生徒の状況に応じた学びや家庭学習の支援を通じた学校と家庭のシームレスな学びを可能としたりするなど、様々な活用場面や効果が指摘されており、これからの学校の在り方の実現にも資するものであること
  - ・オンラインは学びのツールの一つであり、教育の質の向上や子供たちの学びへのアクセスの保障を実現するための最適な手段は何かという観点から選択し、活用することが適切であること
  - ・義務教育段階におけるオンラインの活用は、学校や教師に代わるものではなく、対面による指導の中でオンラインを適切に組み合わせることで、子供たちの興味・関心を喚起し、学習活動の幅を広げる観点から教師をサポートし、児童生徒の学習をより充実させるものとして位置付けられるべきであること
  - ・「教育現場におけるオンライン教育の活用」（令和3年3月29日内閣府特命担当大臣（規制改革）、文部科学大臣）において確認された内容を十分に踏まえる必要があること
- また、「規制改革中間答申」において、
- ・義務教育段階において、遠隔教育を行う際に児童生徒のいる教室に配置する教師は、普通免許状を有する教師のみならず、臨時免許状又は特別免許状を有する教師や、特別非常勤講師の制度を利用して任用した教師であっても、制度上の問題がないことを明確化することとし、通知

等の所要の改正を行うとともに、都道府県教育委員会等へ周知すること

- ・中学校において、施行規則第 77 条の 2 の規定に基づき「教科・科目充実型」の遠隔授業を行うとする場合について、文部科学大臣の指定によらず、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、学校現場の創意工夫によって実施することを可能とすることとし、通知等の所要の改正を行うこと

とされている。

以上を踏まえ、改正告示は、中学校等における「教科・科目充実型」の遠隔授業について、文部科学大臣の指定によらず、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、学校の創意工夫による実施を可能とするとともに、当該授業を行う当該中学校等の教師について、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）第 3 条の 2 第 1 項の特別非常勤講師又は免許法第 16 条の 5 第 2 項の中学校専科担任（以下「特別非常勤講師等」という。）に教授又は実習を担当させることを可能とするほか、あわせて、生徒が当該授業を履修する場所に当該中学校等の特別非常勤講師等も配置できることを明確化するため、所要の規定を整備するものであること。また、別添 2 において、改正告示施行後の中学校等における「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施を含め、義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用についての留意事項を示すものであること。

## 2. 改正告示の概要について

- (1) 中学校等は、施行規則第 77 条の 2（施行規則第 79 条の 8 第 2 項、第 113 条第 2 項及び第 135 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該中学校等又は当該中学校等が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため必要がある場合であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認められるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるとされているところ、「文部科学大臣が別に定めるところ」とは、文部科学大臣の指定によらず、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、中学校等において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして告示に掲げる基準を満たしていると認められる場合とすること。
- (2) 当該授業を行う者について、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であることが求められるが、①又は②のいずれかに該当する場合は、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を要しないこととすること。
  - ① 免許法第 3 条の 2 第 1 項の非常勤の講師である当該中学校等の教員が、同項各号（中学校等に係る部分に限る。）に掲げる事項の教授又は実習を担当する場合【第 3 号イ関係】
  - ② 免許法第 16 条の 5 第 2 項の教科又は教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状（特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる場合は、高等学校の教諭の免許状及び特別支援学校の教員の免許状）を有する者である当該中学校等の教員が、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科又は同項の教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担当する場合【第 3 号ロ関係】
- (3) 生徒が当該授業を履修する場所に当該中学校等の教員を配置することとすること。【第 4 号関係】
- (4) 文部科学大臣の指定に関して必要な事項について、別に文部科学大臣が定めることとする規定を削除すること。
- (5) 上記（1）から（4）までの改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行すること。【改正告示附則関係】

### 3. 改正告示に関する留意事項について

- (1) 改正前の告示において、中学校等は、告示に基づく文部科学大臣の指定を受けることで、「遠隔教育特例校制度実施要項」（令和元年8月21日文部科学大臣決定、令和4年8月19日最終改正。以下「実施要項」という。）にのっとり、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができることとされているところ、2（1）の改正は、告示に掲げる基準を満たしていると認められる場合には、文部科学大臣の指定によらず、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施を可能とするものであること。
- (2) 都道府県教育委員会等においては、公立中学校等の教員の任命権者として、学校の設置者と連携を図りながら、公立中学校等における「教科・科目充実型」の遠隔授業の適正な実施に関して、適切に関与することが求められること。国立及び私立の中学校等についても、同様に、それぞれの教員の任命権者及び学校の設置者において、中学校等における「教科・科目充実型」の遠隔授業の適正な実施に関して、適切に関与することが求められること。
- (3) なお、中学校等における「教科・科目充実型」の遠隔授業は、1のとおり、義務教育段階においては、公立小中学校等の教員の任命権者である都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会により、中山間地域や離島等に立地する小規模校も含め、原則として、必要な専門性を有する教員免許状を有する教師が各学校に配置されることを踏まえつつ、一部の小規模校において当該教科の免許状を有する教師を確保できない場合等に、生徒がより専門性の高い授業を受けることができるよう、生徒の学びの機会を充実する観点から実施するものであることから、今般の制度改正後も、中学校等にその実施を義務付けるものではなく、当該中学校等又は当該中学校等が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため必要がある場合に、実施可能とするものであること。このことを前提として、今後、文部科学省において、各中学校等における「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施状況について調査を行うことを予定しており、各中学校等の設置者及び各中学校等の教員の任命権者においては、各学校における「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施状況について適切に把握いただきたいこと。
- (4) 改正前の告示において、当該授業を行う者は、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であることとされているところ、2（2）の改正は、当該授業を行う者について、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を要しない場合として、新たに当該中学校等の特別非常勤講師等を規定するものであること。
- (5) 2（2）①の改正は、免許法第3条の2第1項の特別非常勤講師を、当該授業を行う者とすることを可能とするものであるが、これは、あらかじめ都道府県教育委員会に届け出られた教科等の領域の一部を当該特別非常勤講師が教授又は実習を担当する場合に限られること。この場合において、当該特別非常勤講師が受信側の中学校等の本務の教員ではないときは、兼務発令を行うなど、受信側の中学校等の教員としての身分を有する必要があること。
- (6) 2（2）②の改正は、免許法第16条の5第2項の中学校専科担任を、当該授業を行う者とすることを可能とするものであるが、これは、当該中学校専科担任が、所有免許状の教科に相当する教科等の教授又は実習を担当する場合に限られること。この場合において、当該中学校専科担任が受信側の中学校等の本務の教員ではないときは、兼務発令を行うなど、受信側の中学校等の教員としての身分を有する必要があること。
- (7) 改正前の告示において、生徒が当該授業を履修する場所に中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員を配置することとされているところ、2（3）の改正は、中学校の教員の免許状を有する教員に加え、当該中学校等の特別非常勤講師等も配置できることを明確化するものであること。
- (8) 2（4）の改正を踏まえ、実施要項は令和6年3月31日をもって廃止すること。なお、改正

告示の施行前に実施要項に基づき文部科学省に令和6年度の遠隔教育特例校の申請及び実施計画の変更を提出した学校においては、改正告示の施行後、告示に示す基準、別添2及び別添3の趣旨を踏まえて、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施することが可能であること。

- (9) 改正告示の施行前において、現に遠隔教育特例校として文部科学大臣の指定を受けている中学校については、実施要項5(1)～(3)に記載の内容について、当該中学校の管理機関においては、実施要項5(4)及び(5)に記載の内容について、それぞれ引き続き対応いただきたいこと。なお、このうち実施状況の把握・検証の結果については、現在文部科学省より、該当する管理機関に別途調査に関する連絡を行っているところであり、適切に対応いただきたいこと。
- (10) 上記に記載の内容も含め、改正告示の施行後における「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施に係る留意事項の詳細については、別添2及び別添3を参照すること。

【別添1】学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件の一部を改正する告示（令和6年文部科学省告示第47号）

【別添2】義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用に係る留意事項

【別添3】「義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用に係る留意事項」に関するQ&A

【参考】「義務教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ」（令和5年12月28日 中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会義務教育の在り方ワーキンググループ）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/090/toushin/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/090/toushin/mext_00001.html)

【参考】「教育現場におけるオンライン教育の活用」（令和3年3月29日）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/mext\\_00541.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00541.html)

【本件連絡先】

文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課  
教育制度改革室 戦略企画係

電話： 03-5253-4111（内線 3570, 3749）

Email: [syokyo@mext.go.jp](mailto:syokyo@mext.go.jp)